

第2編 地域福祉計画・地域福祉活動計画

第1章 地域福祉の理念・目標と施策の体系

1 基本理念

町民一人一人が、人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れるよう自立を支援することが、地域福祉・地域福祉活動の基本的な考え方であり、町民が理解し合い、尊重し合う地域社会の実現に向け、社会福祉協議会を中心に進める「人にやさしい地域づくり」を、第1次計画と同様に基本理念とします。

2 基本目標

地域福祉・地域福祉活動を推進するための基本目標については、第1次計画を継承し「支え合い みんなでいきいき 小川町」とします。

支え合い みんなでいきいき 小川町



地域福祉懇談会

3 基本方針

地域福祉・地域福祉活動を推進するため、4つの基本方針を設定します。

- I 地域の福祉力を高める基盤づくり
- II 地域による支え合いのしくみづくり
- III 地域福祉の主体形成
- IV 福祉環境づくりの推進

主な指標

	【令和元年度】	【令和7年度】
○近隣たすけあい活動推進事業	69 行政区	→ 76 行政区 100%
○ふれあい・いきいきサロン事業	46 行政区	→ 76 行政区 100%
○福祉協力校指定事業	小中高 10 校	→ 9 校
○福祉移送サービス事業	利用登録者 92 人	→ 170 人
○介護予防事業（はつらつクラブ）	利用登録者数 115 人	→ 200 人
○彩の国ボランティア体験プログラム	参加者総数 109 人	→ 200 人
○ボランティアセンター事業	団体登録 27 団体 個人登録 33 人	→ 30 団体 → 80 人
○地域福祉委員の配置	37 行政区（48.7%）	→ 46 行政区（60%）以上

重点的取組

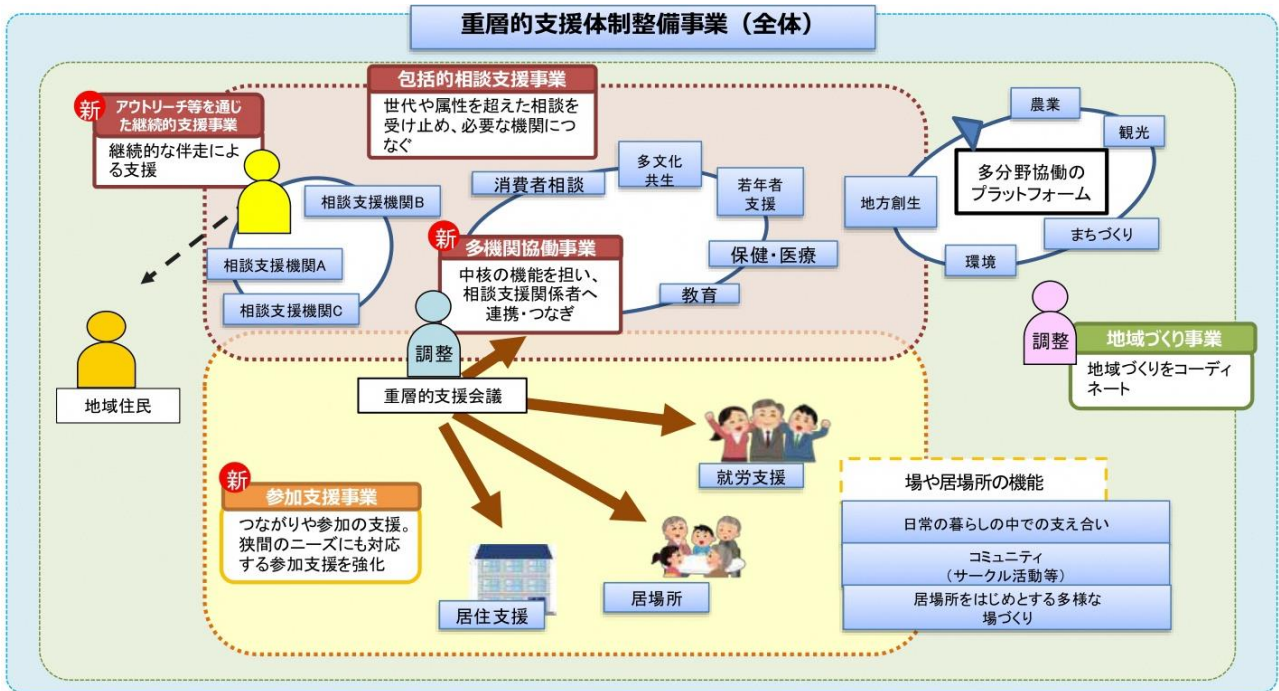
- 災害時の対応強化（災害ボランティアセンター、自主防災組織）
- コミュニティカルテの普及（作成行政区の増、活用）
- 重層的支援体制整備事業の推進（相談支援、参加支援、地域づくり）
- 人材の確保と育成（「人的インフラ」の構築）

◆重層的支援体制整備事業について

(1) 事業の枠組み

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、以下の①から③を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を検討していきます。

- ①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- ②参加支援
- ③地域づくりに向けた支援



資料：厚生労働省ホームページより

(2) 事業の考え方

1) 相談支援

- 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を行います。
- 特に、多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）や個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能などの設置を推進していきます。

2) 参加支援

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つ総合的な支援機能を確認し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する

支援を行います。

○長く社会とのつながりが途切れている方に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行います。

3) 地域づくり支援

○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体的に実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりを支援します。

○住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくりを進めるとともに、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能を構築し地域づくりを支援します。

(3) 重層的支援体制整備事業計画の策定・推進

重層的支援体制を整備するため下記の要素からなる「計画」の策定を検討します。

<計画の要素>

- 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
- 重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第106条の4第2項各号に掲げる事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 重層的支援体制整備事業の提供体制の確保に係る支援関係機関相互間の一体的な連携に関する事項

4 施策の体系

本計画を展開、推進し、「支え合い みんなでいきいき 小川町」を実現するための施策体系を以下のとおりとします。

方針Ⅰ 地域の福祉力を高める基盤づくり

- 施策 1 地域福祉システムの構築
- 施策 2 民間活動の促進

方針Ⅱ 地域による支え合いのしくみづくり

- 施策 3 地域福祉の拠点づくり
- 施策 4 孤立防止
- 施策 5 災害時対策の強化
- 施策 6 地域の福祉力の向上

方針Ⅲ 地域福祉の主体形成

- 施策 7 町民活動の促進
- 施策 8 福祉教育の推進
- 施策 9 人材の確保と育成（「人的インフラ」の構築）
- 施策 10 地域福祉委員制度の普及と定着
- 施策 11 介護予防に資する地域福祉の推進
- 施策 12 民間団体等との連携強化

方針Ⅳ 福祉環境づくりの推進

- 施策 13 高齢者等交通弱者の移動手段の確保
- 施策 14 生活困窮者への支援
- 施策 15 町民の権利擁護
- 施策 16 子育て支援
- 施策 17 福祉のまちづくりの推進

第2章 施策の展開

I 地域の福祉力を高める基盤づくり

【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、その基盤として「地域の福祉力」を高める取組が、重要であり、地域福祉を推進するためのしくみの強化を図るため、地域福祉推進委員会や地域福祉活動推進委員会を開催し、推進のための方策を検討してきました。

地域福祉を担う区長や民生委員・児童委員、地域福祉委員と連携し、さらに地域住民と一緒に地域課題を解決していく体制づくりを進めてきており、引き続き、これら組織等を中心として地域福祉を推進する取組を加速させるとともに、福祉関係者以外のNPO団体などとも連携、協働していく必要があります。

また、地域を基盤とする包括的支援体制づくりをするために、庁内連携体制づくりと生活支援コーディネーターなどの専門職員の配置が求められています。

地域福祉を担う基盤は、様々な場面で行われる町民による活動です。地域における支え合いを担う町民活動の活性化を図る必要があります。

さらに、住み慣れた地域で暮らし続けるために、生活支援等の支援が求められてきています。これまでの給付型福祉を見直して、生活支援型福祉に転換していく必要があります。社協会費等の財源の充当についても検討していきます。

注) 地域の福祉力：地域が多様性を受け入れ、活動をつくり出し、地域のありようを構想していく力。



笑顔で安心して暮らせるまちづくりフォーラム



地域支え合いサービス

1 地域福祉システムの構築

【地域福祉計画】

(1) 社会福祉協議会及び地域住民団体との連携、ネットワーク化

地域福祉を推進するため、社会福祉協議会をはじめ、地域福祉を担う行政区や民生委員・児童委員、NPOなど団体等とのネットワークを拡充します。

主な施策・事業内容	現状	目標
社会福祉協議会や行政区、民生委員・児童委員等関係機関が参加するネットワーク会議を開催し、町民運動を展開します。	年1回	拡充

(2) 地域福祉推進委員会の充実

地域福祉を推進するための庁内体制、庁内組織の充実を図るとともに、町の地域福祉推進の中心的役割を担う組織である地域福祉推進委員会における調査・研究、提言、助言などの活動の充実を図り、地域福祉を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉推進委員会において、地域福祉の進め方等を検討します。	年1回	年2回

(3) 地域包括ケアシステムの構築

介護保険における地域包括ケアのしくみの拡充、発展を図り、地域における福祉課題の解決に資するシステムを構築します。

このため、生活支援コーディネーターを配置し、各種サービスの適切な利用につなげます。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域包括ケアシステムの構築を図るため、生活支援・介護予防サービス推進協議会を開催します。	3回開催	拡充

【地域福祉活動計画】

（１）町及び地域住民団体との連携、ネットワーク化

地域福祉活動を推進するため、町をはじめ、地域福祉活動を行う団体等のネットワーク化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
関係機関が参加するネットワーク会議に参加し、町民運動を展開します。	参加	参加

（２）地域福祉活動推進委員会の充実

民間における地域福祉活動を促進するため、地域福祉活動推進委員会における調査・研究、提言、助言などの活動の充実を図り、地域福祉活動を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉活動推進委員会において、地域福祉活動の進め方等を検討します。	年１回	年１回

（３）地域包括ケアシステムの構築

これまでの給付型福祉を見直して、生活支援型福祉への転換を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
民生委員・児童委員や地域福祉委員等と連携し、生活支援型福祉の拡充を図ります。	実施	拡充

町民の皆さん

- ・小川町の人口動向を把握し、町や社会福祉協議会、行政区が行う高齢社会への取組に協力しましょう。

2 民間活動の促進

【地域福祉計画】

(1) 社会福祉協議会への支援

地域福祉を推進するため、中心的役割を担う社会福祉協議会の活動が充実するよう支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
社会福祉協議会の運営を支援します。	実施	拡充

(2) 団体活動の支援

地域福祉活動を担う行政区をはじめ、町民団体、NPOなど各種団体の活動を促進するため、直接もしくは、社会福祉協議会を通じた支援と連携の充実を図ります。

また、地域福祉は活発なコミュニティ活動に支えられることから、地域福祉の基盤としてコミュニティ活動の促進を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
民間団体等における地域福祉活動、協働による取組を支援します。	実施	拡充

(3) 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員は、地域福祉の人的基盤であり、その活動の推進を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
民生委員・児童委員数の安定確保に努めます。	70人	維持
研修への参加を支援し、活動の促進を図ります。	実施	拡充
活動内容をホームページや広報で周知します。	実施	拡充

【地域福祉活動計画】

(1) 事務局体制の強化

地域福祉活動を促進するため、社会福祉協議会事務局体制の充実、強化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
社会福祉協議会の事務局体制充実のため、退職者分を補充し、人員減からの回復を図ります。(地域福祉事業担当)	減員	回復

(2) ホームページの充実

ホームページによる情報発信や各種事業の参加募集を募ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
ホームページによる情報発信します。	実施	拡充

(3) ボランティアセンターの充実

地域における支え合いを促進するため、活動の担い手となるボランティアを確保、育成するとともに、その活動を促進するボランティアセンターの充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
ボランティアのコーディネート機能を強化します。	160件	200件

(4) ボランティア活動の促進

ボランティアセンターの活動強化などにより、町民のボランティア活動を促進します。ボランティア活動に参加しやすくするため、ボランティア活動を体験する機会を設けます。

主な施策・事業内容	現状	目標
ボランティア登録団体数、個人数の増を図ります。	27団体 33人	30団体 80人

(5) 区長（社協委員）との連携

区長（社協委員）と連携し、地域福祉推進の強化、活性化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
区長（社協委員）との連携を強化します。 「地域福祉委員」と名称が重複するため、区長に委嘱する「福祉委員」の名称を「社協委員」へ変更します。	連携実施	連携実施

(6) 民生委員・児童委員との連携

民生委員・児童委員と連携し、地域福祉活動を促進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
民生委員・児童委員との連携を強化します。	連携実施	連携実施

町民の皆さん

- 日頃から近所付き合いを大切にしましょう。
- 地域の福祉課題の解決に向け、行政区などが行う取組に協力しましょう。
- 区長（社協委員）、民生委員・児童委員などの活動内容を理解し協力しましょう。
- 行政区で行う防犯パトロールに協力しましょう。

II 地域による支え合いのしくみづくり

【現状と課題】

地域福祉の基本は、地域による多様な支え合いです。

地域福祉を推進するための拠点として、総合福祉センターの機能を強化するとともに、地域福祉活動の拠点として、徒歩圏域の区民センターや自治会館等を活用していく必要があります。

社会的孤立による孤立死が問題となっていますが、日頃からの近所付き合いが行われる環境づくりが求められます。

災害時に避難行動要支援者への支援が的確に行われるよう、要支援者名簿については情報の更新を行うとともに避難支援関係者との共有を進めており、今後とも災害時に備えた日常的な取組を継続していく必要があります。

人口が減少、高齢化が進行する中で、地域コミュニティを維持するための取組が求められます。コミュニティに求められる最小限の機能が維持できるよう、コミュニティの活性化対策を進める必要があります。

ライフライン事業者による見守りについては継続して実施していく必要があります。



ぴっかり千両体操

3 地域福祉の拠点づくり

【地域福祉計画】

(1) 地域福祉活動の拠点の充実

区民センターや自治会館等を地域福祉活動の拠点となるよう支援します。

これら拠点においては、地域サロン・クラブ活動などにより、介護予防等の推進を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
区民センターや自治会館等で実施する福祉活動の充実を支援します。	実施	拡充

(2) 総合福祉センター等の充実

地域福祉推進の拠点となる総合福祉センター等の施設、機能の再構築を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
総合福祉センター等の機能を再構築します。	実施	拡充

【地域福祉活動計画】

(1) ふれあい・いきいきサロンの設置

地域の高齢者のつながりづくりのため、行政区単位にふれあい・いきいきサロンを設置し、その運営の充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
ふれあい・いきいきサロンの設置を支援します。	46 行政区 (60.5%)	76 行政区 (100%)

町民の皆さん

- 行政区などで行っている地域福祉活動に参加しましょう。
- ふれあい・いきいきサロンが行われている行政区では、サロンに参加しましょう。
- ふれあい・いきいきサロンを行っていない行政区は、実施しましょう。



ふれあい・いきいきサロン

4 孤立防止

【地域福祉計画】

(1) ひとり暮らし高齢者への支援

ひとり暮らし高齢者について、多様な主体による連携に基づいた個々の見守り方法を検討します。

主な施策・事業内容	現状	目標
ひとり暮らし高齢者について、多様な主体による連携に基づいた個々の見守り方法を検討します。	実施	拡充

(2) 情報の共有

支援が必要な高齢者等の情報を、庁内の関係課等で共有を図ります。また、地域コミュニティなどにおいて、支援を必要とする世帯の情報の収集など、情報の共有を支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
要支援者情報を収集し、関係課で共有を図ります。	実施	拡充

(3) ライフライン事業者等との連携

電気、ガス、水道、新聞など、訪問型ライフライン事業者等との連携により、見守りを強化します。

主な施策・事業内容	現状	目標
訪問型ライフライン事業者、民間事業者と連携し、見守りを強化します。	連携実施	連携強化

【地域福祉活動計画】

(1) 地域における見守り活動

コミュニティ（行政区）活動、民生委員・児童委員活動など、地域における様々な活動を活かした見守りを促進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域における見守り活動の実施を支援します。（活動実施地区数）	69 行政区 (90.8%)	76 行政区 (100%)

(2) 情報の共有

地域福祉活動の中で収集した情報の一元化を図り、地域コミュニティなど活動現場で活かします。

主な施策・事業内容	現状	目標
要支援者情報を収集し、一元化を図ります。	実施	継続

町民の皆さん

- ・近所に見守りが必要な人がいないか気にかけるようにしましょう。
- ・ひとり暮らしの方は可能な範囲で外出し、ご近所とのコミュニケーションをとりましょう。

5 災害時対策の強化

【地域福祉計画】

(1) 避難行動要支援者への対応

高齢者や障害者など、災害時の避難行動要支援者名簿を避難や救助に活用するため、広報活動を強化します。また、名簿作成後は、名簿が機能するよう最新情報に更新し、避難支援関係者等へ提供する中で、災害に備えます。災害時には必要に応じて二次避難所（福祉避難所）への避難を支援します。

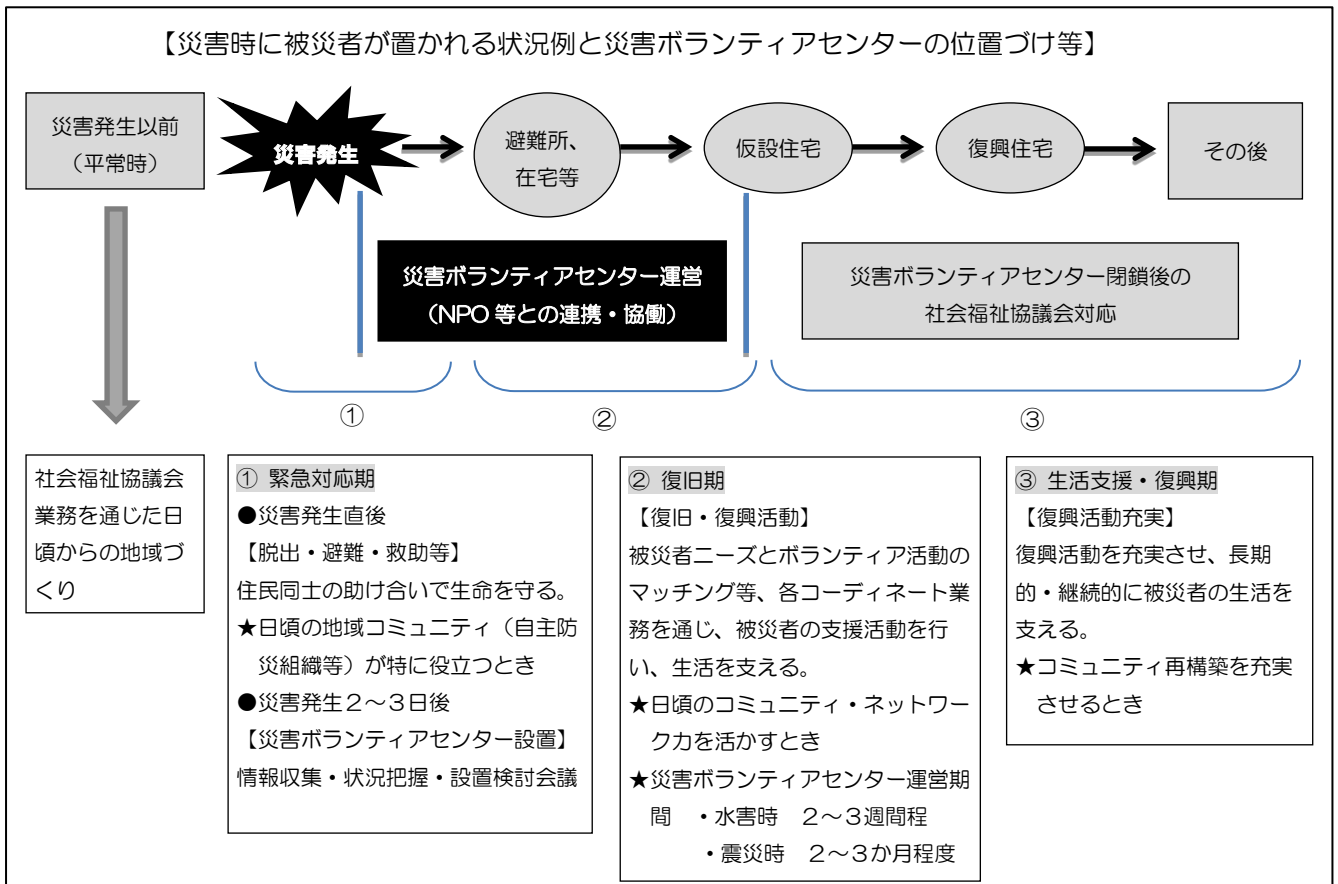
主な施策・事業内容	現状	目標
避難行動要支援者名簿を活用し、個別支援計画を作成します。(名簿登録者のうち、個別支援計画を作成した人の割合)	47.1%	60%

(2) 自主防災組織との連携

行政区単位に設置される自主防災組織の設置を促進し、町内全域への普及を目指すとともに、避難行動要支援者への対応を強化します。

主な施策・事業内容	現状	目標
自主防災組織の設置、活動を支援します。	45 行政区 (59.2%)	60 行政区 (78.9%)

図 各段階における災害ボランティアセンターの活動内容



資料：小川町災害ボランティアセンター運営マニュアル(小川町社会福祉協議会 平成26年)

【地域福祉活動計画】

(1) 地域活動による要支援者の把握

地域福祉活動の中で、避難時に支援を必要とする方の情報を収集します。

主な施策・事業内容	現状	目標
避難行動要支援者名簿登録者の個別支援計画作成に協力します。	連携実施	連携継続

(2) 災害ボランティアセンターの機能強化

町で把握している要支援者に対して、区長、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団などと連携して必要な支援を行います。このため、災害ボランティアセンターの設置・運営を想定した防災訓練等を実施します。さらに、地域福祉委員との連携を強化します。

主な施策・事業内容	現状	目標
災害ボランティアセンターについて、マニュアルを随時更新します。地域福祉員との連携等、具体化を図ります。	作成済	随時更新
災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行い、課題を把握、改善を図ります。令和元年台風19号被害に対応する災害ボランティアセンターを立ち上げた経験をふまえた訓練を実施します。	小規模実施	拡充

町民の皆さん

- ・災害時の避難方法について、在宅避難、避難所への避難など、具体的にイメージしましょう。
- ・災害時に、ご近所の誰が支援を必要とするかをふだんから考えましょう。
- ・災害が発生したら、まず、自分や家族の安全を確認しましょう。
- ・災害時には、被災して困っている方を支援しましょう。
- ・災害時に支援が必要と思われる方は、あらかじめ民生委員・児童委員などに相談しましょう。



災害ボランティア活動



災害ボランティアセンター立ち上げ訓練

6 地域の福祉力の向上

【地域福祉計画】

(1) 若い世代の定住促進制度の推進

各地域に発生している空き家の有効活用を促し、良質な住環境を維持します。特に、結婚・出産・子育て等への支援や通勤補助などの施策を充実させ、高齢化が進む地域への若い世代の移住・定住を促進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
空き家バンク登録物件購入者に対する補助制度の拡充により、物件が流通しやすい施策を推進します。	実施	現状維持
移住・定住を促進することにより、空き家の有効活用を図ります。(移住・定住マッチング件数)	26件 (R1)	30件

(2) 空き家利用の促進

管理不全の不良空き家(特定空き家)には所有者に管理を促し、指導助言を行います。これにより、地域コミュニティにおける地域福祉活動を維持するとともに、各地域に発生している空き家の有効活用を促します。

主な施策・事業内容	現状	目標
利用可能な空き家及び空き家除却後の跡地については、移住希望者の受け皿やコミュニティの場など、地域資源として有効活用が図れるよう、所有者に利活用を促します。	実施	現状維持

(3) コミュニティカルテの作成支援

子育て支援や高齢者支援など地域力を維持するための要件を明確にし、各地域ともその要件を満たすよう地域づくりを促進します。具体的には、コミュニティカルテの作成を促進し課題解決のために取り組むべき事項を明らかにします。

主な施策・事業内容	現状	目標
コミュニティカルテの作成を支援し、その普及を図ります。	実施	実施

(4) 自治機能の充実支援

コミュニティカルテで明らかになった地域福祉を推進する上での課題を解決するため、子どもや、高齢者の見守り活動など自治機能強化を支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
コミュニティカルテに基づいて、行政区ごとの自治機能の充実を支援します。	実施	実施

【地域福祉活動計画】

(1) コミュニティカルテの充実

高齢者、障害者、児童などを含めた地域住民の参画により、地域の福祉課題を明らかにするコミュニティカルテづくりを推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域の福祉力を診断するため、コミュニティカルテを作成します。	69 地区	76 地区

(2) コミュニティカルテの活用支援

コミュニティカルテや支え合いマップなどを作成・活用しながら、地域における福祉活動を促進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉活動の要件を整理し、一定の水準を満たす行政区を増やします。	実施	拡充

町民の皆さん

- ・行政区の福祉課題とその解決方法について一緒に考えましょう。



地域福祉懇談会

III 地域福祉の主体形成

【現状と課題】

小川町の高齢化は加速しており、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。健康寿命の延伸、一人当たりの医療費の増加を抑えるため、町民に対して健康づくり運動を推進し、生活習慣の改善や介護予防に対する意識の向上を図ることが重要となっています。

地域における町民活動の中心は、行政区ごとに行う地域活動であり、その活性化を図ることが地域福祉を推進する上で重要です。これまで、町及び社会福祉協議会では、ボランティアを育成するために様々な活動支援を行ってきました。

地域福祉を推進する上で人材の確保、育成も重要であり、地域におけるコミュニティ活動等を通じて人材を確保し、地域福祉推進の担い手として活動促進を図る必要があります。

町民の福祉意識の醸成、福祉人材の育成のため、学校教育等における福祉教育を推進する必要があります。このため、ボランティア体験等の機会の拡充等が必要です。

各種民間団体の地域福祉に果たす役割は大きく、その活動の活性化を支援する必要があります。事業者については、事業活動の安定が福祉基盤の確保につながることから事業活動への支援を行うとともに、地域との交流を促進します。

地域福祉においては、民生委員・児童委員がその中心的役割を担っていますが、その活動内容が増大しています。民生委員・児童委員と連携して活動する人材として、地域福祉委員の配置を進めていく必要があります。



笑顔で安心して暮らせるまちづくりフォーラム



支え合いを広める会勉強会

7 町民活動の促進

【地域福祉計画】

(1) 行政区活動の支援

地域福祉の基礎単位となる行政区における地域福祉活動を支援するため、関係課と連携しつつ行政区活動全般への支援の充実に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
花いっぱい運動や小川町コミュニティ施設等整備事業等により行政区へ活動の支援を行っており、その充実に努めます。	実施	拡充

(2) ボランティア活動の支援

人材バンクを活用し多様なボランティア活動を支援します。特に定年退職した方、子育てを終えた方など、その能力を活かした活動を促進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
生涯学習指導者制度の周知・講師の登録受入れ・依頼者への指導者紹介を行います。(登録講師・団体数)	54件	拡充

(3) 町民活動の支援

地域の課題を、地域住民自らが解決するための町民活動を支援し、その推進を図ります。そのための一助として、地区懇談会等を開催するなど、きっかけづくりに努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域住民の代表者である行政区長に対して、行政研修会や視察研修会、小川町コミュニティ協議会研修会等を実施することで知識の習得や情報収集に努めていただく機会を設けます。	実施	拡充

【地域福祉活動計画】

(1) 行政区活動の推進

行政区と連携し、地域福祉活動の推進を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉活動支援のため職員を派遣します。	実施	拡充

(2) ボランティア活動の推進

ボランティアの確保と活動促進のため、ボランティアセンターの充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
ボランティアセンター機能を充実し、ボランティアの確保、育成を進めます。	実施	拡充

(3) 町民活動の推進

地域の課題を地域住民自らが解決するための町民活動を支援し、その推進を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉活動支援のためコーディネーターを派遣します。	—	実施

町民の皆さん

- ・特技や経験を活かして、ボランティア活動に参加しましょう。
- ・ボランティア活動したい人、興味のある人は、社会福祉協議会のボランティアセンターに相談しましょう。



福祉まつりステージ発表

8 福祉教育の推進

【地域福祉計画】

(1) 学校教育における福祉教育

社会福祉協議会と連携し、学校教育における福祉教育の充実を図ります。福祉協力校としての取組、ボランティア体験など、福祉の心づくりに努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
町内の全小中学校で福祉教育を実施します。	実施	現状維持

(2) 社会教育における福祉教育

生涯学習推進計画における「福祉学習の推進」を基に、生涯学習の一環として福祉教育の充実を図ります。

また、福祉学習推進のため、社会福祉協議会と連携した事業の実施に取り組みます。

主な施策・事業内容	現状	目標
生涯学習推進計画に基づき実施した福祉学習の点検・評価を行い、適宜見直しを図ります。	実施	拡充

(3) 出前講座の実施

福祉教育の推進のため、学校や地域コミュニティなどへの出前講座を実施します。

主な施策・事業内容	現状	目標
町民団体や学校、町内施設からの依頼による出前講座を実施します。このため、出前講座制度に関する積極的な広報を行い、制度の普及啓発に努めます。	実施	拡充

【地域福祉活動計画】

（１）ボランティア体験

福祉意識の醸成を図るため、ボランティア体験の場を提供します。

主な施策・事業内容	現状	目標
ボランティア体験講座を実施します。	延 109 人	延 200 人

（２）福祉教育への協力

福祉教育推進のため学校教育など、町が行う教育活動に協力するとともに、社会福祉協議会活動への理解を深めるための独自の教育活動を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
福祉教育推進のため講師等の派遣を行います。	実施	拡充

町民の皆さん

- ・自分の得意なことで地域の役に立ちましょう。
- ・困っている人を見かけたら、声をかけましょう。



夏のボランティア体験プログラム

9 人材の確保と育成（「人的インフラ」の構築）

【地域福祉計画】

（１）リーダーの育成支援

地域活動や、各種団体活動など、活動を支える人材を確保、その育成を図ります。
また、生涯学習を通じた人材の発掘と、育成の取組との連携を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
多様な学習活動を推進し、リーダーの発掘と育成を図ります。	実施	拡充

（２）民生委員・児童委員と地域福祉委員の連携強化

民生・児童委員の研修と地域福祉委員の研修を、より効果的に実施するため、一体的な研修の実施を進めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
民生委員・児童委員と地域福祉委員の合同研修会を開催します。	—	実施

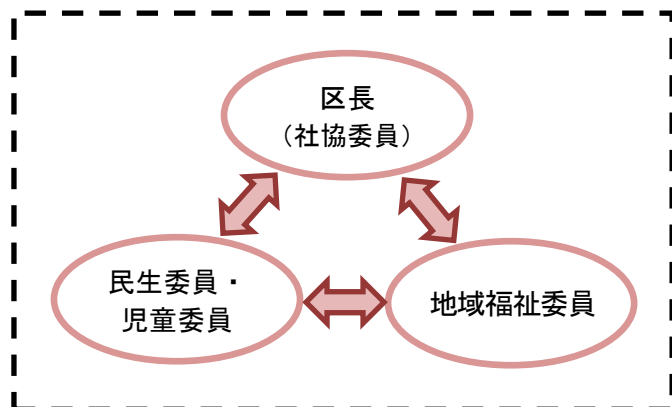
<解説> 人的インフラとは

インフラとは、生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称です。語源としては「infra（下部）+structure（構造）」によるもので、「インフラストラクチャー」を略して「インフラ」といいます。交通インフラ、通信インフラ、観光インフラなどという言い方もあります。

地域福祉を推進するにあたって、小川町では、地域における地域福祉の多様な担い手を「人的インフラ」と位置づけ、社協委員である区長を中心に、民生委員・児童委員とその活動をサポートする地域福祉委員、この三者を地域福祉の「人的インフラ」の中核的人材と呼ぶこととします。

○人材の確保：行政区ごとに複数名の地域福祉委員を、行政区（区長等）からの推薦に基づいて確保し、区長、民生委員・児童委員、地域福祉委員の三者体制を確立します。

○人材の育成：特に、民生委員・児童委員への研修、地域福祉委員への研修を一体的に実施し、行政区における連携した取組を促進します。



【地域福祉活動計画】

(1) リーダーの育成

地域福祉活動を担う人材の確保と、育成を図ります。

特に、活動が継続されるよう、後継者の確保と育成に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
様々な活動の中で人材を見出し、活動を支援するとともに、育成を図ります。	実施	拡充

(2) 民生委員・児童委員と地域福祉委員の連携強化

民生委員・児童委員の活動と地域福祉委員の活動を連携することにより支援体制の重層化を図るため、地域課題の解決に向けた具体的かつ一体的な新体制を構築します。

主な施策・事業内容	現状	目標
民生委員・児童委員と地域福祉委員の合同研修会を開催し、地域における取組イメージを明確にします。	—	実施

町民の皆さん

- ・日頃から地域活動を行い、その中で活動の中心となってほしい人を探しましょう。
- ・安心して暮らせる地域づくりのため、区長（社協委員）、民生委員・児童委員、地域福祉委員などの町や社協の委員として活動しましょう。



地域福祉委員基礎研修会

10 地域福祉委員制度の普及と定着

【地域福祉計画】

(1) 地域福祉委員活動の支援

地域福祉委員の事務局を担う社会福祉協議会への支援の充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉委員活動を支援します。	助成	助成

注) 地域福祉委員とは、行政区で実施される福祉活動に協力するボランティア

【地域福祉活動計画】

(1) 地域福祉委員の確保

区長や民生委員・児童委員の活動を通じて、また地域福祉委員の活動を通じて、地域福祉委員の確保を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉委員を確保します。	確保	確保

(2) 地域福祉委員の任命と活動支援

社会福祉協議会に地域福祉委員の事務局を設置し、任命、活動支援を行います。

主な施策・事業内容	現状	目標
行政区推薦の地域福祉委員の任命と活動を支援します。 特に、現在活動している地域福祉委員の定着に向けた支援を充実します。	37 行政区 (48.7%)	46 行政区 (60%)

(3) 地域福祉委員の情報共有

地域福祉委員の活動内容を充実させるために、活動事例や課題等の共有する会議、研修を実施します。

町民の皆さん

- ・地域福祉委員になり、地域福祉活動を活発にしましょう。
- ・地域福祉委員の活動に協力しましょう。



地域福祉委員基礎研修会

1 1 介護予防に資する地域福祉の推進

【地域福祉計画】

(1) 健康づくり運動の推進

ウォーキング、ラジオ体操、筋トレなど、地域における健康づくりのための施策を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
健康寿命延伸を目指した町民の健康づくり運動を促進します。	実施	拡充

(2) 介護予防事業の推進

地域包括ケアシステムの推進を図る中で、百歳体操など介護予防への取組を強化します。

主な施策・事業内容	現状	目標
介護予防事業（一般介護予防事業）を推進します。（延べ参加者数）	11,184 人	18,000 人

【地域福祉活動計画】

（１）介護予防事業はつらつクラブの推進

介護保険サービスを利用していない方のため、体操やレクリエーションなどを通じた予防事業を行います。

主な施策・事業内容	現状	目標
介護予防事業はつらつクラブを実施し、介護予防に努めます。（参加者数）	115人	200人

（２）体操による健康づくり

「百歳体操」との連携を図りながら、健康づくり活動を促進するため創作した「ぴっかり千両体操」の普及を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
区民センターや自治会館など身近な場所で気軽に参加できる健康づくりの場を提供します。	32地区	50地区

町民の皆さん

- ・健康づくりのため、健康診断を受診するとともに日頃から運動をしましょう。
- ・様々な健康体操に取り組みましょう。



介護予防事業はつらつクラブ

1 2 民間団体等との連携強化

【地域福祉計画】

(1) 事業所と地域の交流促進

介護サービスや障害福祉サービス、保育サービス等を提供する民間事業所と地域の交流を促進し、地域福祉基盤の強化に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
事業所と地域の交流を促進することにより活性化を図ります。	実施	拡充

(2) 民間団体等との連携

福祉活動を行うNPOや町民団体の活動を支援し、その活性化により豊かな福祉社会の形成を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
民間団体等との会議を開催し、連携を図ります。	実施	拡充

【地域福祉活動計画】

（１）事業所との連携

介護サービスや障害福祉サービス等を提供する民間事業所と連携し、地域福祉活動推進に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
事業所の社会貢献（地域貢献）にかかる取組を支援します。	2 事業所	4 事業所

（２）民間団体の活動支援

福祉活動を行うNPOや町民団体の活動を支援するとともに連携を進め、地域福祉活動の活性化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域福祉活動を行う民間団体の取組を支援します。	3 団体	3 団体

町民の皆さん

- ・ 民間事業所の活動内容を把握し、交流を深めましょう。
- ・ 民間事業所が行う地域に開かれたイベントに参加しましょう。
- ・ 地域にある民間事業所、民間団体に関心を持ちましょう。

IV 福祉環境づくりの推進

【現状と課題】

地域で安心して暮らせるよう、福祉環境づくりを推進する必要があります。

高齢者や障害者等の交通弱者の移動手段については、市街地と周辺部を結ぶ公共交通網の整備を図ってきており、さらにその充実のため、小川町地域公共交通計画を策定するとともに、公共交通空白地域の解消や移動手段を持たない高齢者等の外出支援を目的として導入されたデマンドタクシー事業を継続する必要があります。

生活困窮者への支援については、自立に向けた支援を推進するとともに、ひとり親家庭等の児童・生徒の学習支援の充実を図るなど、経済的安定等の促進に努める必要があります。また、生活困窮者の場合、精神疾患を持っていたり、他にも複合的な原因を有したりしている家庭が多いことから、包括的に支援していく必要があります。

町民の権利を守るため、高齢者、児童・生徒、障害者、女性、外国人、疾病者などをはじめ、すべての町民の権利擁護に努めるとともに、認知症の高齢者や障害者等の成年後見制度の利用を促進する必要があります。

少子化や家庭環境の複雑化など子どもを取り巻く環境の変化は大きく、また、子どもの成長や心理面の発達に及ぼす影響も大きいと考えられます。引き続き保護者に寄り添い信頼関係を構築しながら子育てを支援していく必要があります。小川町青少年補導委員会等との連携により、地域安全運動の推進を図るとともに、地域で学習支援を実施している自主的な団体と情報交換を実施し、子育て世代へ情報の提供に努める必要があります。

また、安心して暮らせる地域づくり、環境づくりのため、歩道や公園の整備など福祉的配慮に基づくまちづくりを推進する必要があります。



夏のボランティア体験プログラム

1 3 高齢者等交通弱者の移動手段の確保

【地域福祉計画】

(1) 小川町地域公共交通計画の推進

小川町地域公共交通計画に基づき、既存の鉄道やバスが確保されていない公共交通空白地域の解消に向けて、自らの力で自由に移動できる手段を持たない高齢者等の外出を支援し、鉄道やバスの維持・充実及び利用したいと思える環境形成を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
小川町地域公共交通活性化協議会を開催しデマンドタクシー事業の持続性の確保、バス路線の維持・充実について等を協議します。	年2回	年2回

(2) デマンドタクシー事業等を利用した移動手段の確保

公共交通空白地域の解消や移動手段を持たない高齢者等の外出支援のため、小川町地域公共交通計画に基づくデマンドタクシー事業及び道路運送法に基づく福祉有償運送を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
デマンドタクシー事業や福祉有償運送事業により、移動手段を持たない高齢者等の外出を支援します。	実施	現状維持

【地域福祉活動計画】

(1) 福祉移送サービスの推進

介護認定者（要支援・要介護・基本チェックリスト該当者）、身体障害者等の移送のため、町内全域で行われている福祉有償運送事業を充実します。

主な施策・事業内容	現状	目標
福祉有償運送事業を充実します。（利用者数）	92人	170人

町民の皆さん

- ・公共交通機関を利用しましょう。
- ・近所で声を掛け合い、自家用車の相乗りなどを推進しましょう。
- ・近所で支え合い・助け合い活動を推進しましょう。



福祉移送サービス

14 生活困窮者への支援

【地域福祉計画】

(1) 生活困窮者相談体制の充実

生活保護にいたることなく自立した生活を送れるよう、生活困窮者相談体制の充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
自立相談支援事業の実施	実施	充実

(2) 自立相談支援センターとの連携

県の自立相談支援センター「アスポーツ相談支援センター埼玉西部」との連携により、生活困窮者への相談・支援の充実に努めます。

(3) 就労への支援

生活困窮者の自立生活のため、埼玉県社会福祉協議会やハローワーク、西部福祉事務所と連携し就労の支援を行います。

(4) 援護サービスの充実

生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、各種貸付制度の適正な活用により、援護サービスの充実を図ります。

(5) 子どもの貧困化対策

子どもの貧困に関する実態の把握に努め、教育・保健・福祉の関係課が連携して包括的な支援の充実を図ります。

また、支援を必要とする子どもとその家庭に必要な支援を行います。子どもの貧困予防や早期発見の観点から関係機関等との連携強化を図ります。

【地域福祉活動計画】

(1) セーフティネット事業などの促進

彩の国あんしんセーフティネット事業を活用し、社会福祉施設の担当相談員による相談、経済的援助、各種機関・制度へのつなぎなどを促進します。

また、生活福祉資金の貸し付けなど、生活の安定に努めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
彩の国あんしんセーフティネット事業の利用を支援します。	実施	拡充

町民の皆さん

- 社会保障制度への理解を深めましょう。
- 経済的に困ったことがあったら、自立相談支援センター（社会福祉協議会内）や社会福祉協議会、役場などへ早めに相談しましょう。

15 町民の権利擁護

【地域福祉計画】

(1) 権利擁護の充実

権利擁護に関する相談窓口、成年後見制度の周知・啓発など、成年後見制度利用促進基本計画を推進し、権利擁護の充実に努めます。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）の施行（平成28年4月1日）に合わせ、共生する社会の実現への取組を推進します。

さらに、孤立や排除されがちな人への対策として、ひきこもり等孤立した人への支援やLGBTQ等に対する理解促進などへの取組を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
成年後見制度の周知、利用促進を図ります。	実施	充実
障害者差別解消法の周知を図ります。	実施	拡充
孤立や排除されがちな人への相談支援を行ないます。	実施	充実

(2) 虐待の防止、DVの防止

高齢者虐待防止法、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、配偶者暴力防止法など、虐待等の防止の取組を充実します。

主な施策・事業内容	現状	目標
虐待等の把握と適切な対応を行います。	実施	充実

【地域福祉活動計画】

(1) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れを支援します。

主な施策・事業内容	現状	目標
社会福祉協議会と利用者本人とで契約を結び、援助を開始します。	実施	実施
1 基本サービス (1) 福祉サービス利用援助		
2 選択サービス (1) 日常生活上の手続き援助 (2) 日常的金銭管理 (3) 書類等預かりサービス		

(2) 成年後見事業の推進

成年後見事業の充実を図るため、町と連携しながら事業を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
成年後見制度の相談・申立て手続きに関する支援を行います。	実施	拡充

(3) 法人後見事業の推進

法人として後見人を受任できる体制を作り、社会福祉協議会が法人後見人を行います。

主な施策・事業内容	現状	目標
法人後見運営委員会を設置します。	—	設置
社会福祉協議会が法人として後見を受任します。	—	実施

町民の皆さん

- ・人権について理解を深めましょう。
- ・近所で虐待が疑われる場合は、役場など関係機関に通報しましょう。

16 子育て支援

【地域福祉計画】

(1) 地域子育て支援拠点事業の充実

子どもの健全な育成を支援するため、地域子育て支援センターの充実を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
子どもの健全な育成を支援するため、子育て支援センターの充実を図ります。	実施	充実

(2) 子育て支援ネットワークの形成

子育て支援ネットワークを形成し、地域ぐるみでの子育て支援の充実を図ります。行政、関係機関、子育てNPO、地域活動団体等が連携し、地域の町民が子育てへの関心を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるしくみづくりを進めます。

主な施策・事業内容	現状	目標
子育て支援ネットワークを形成し、地域ぐるみでの子育て支援の充実を図ります。	実施	拡充

(3) 地域ぐるみの子どもの体験・世代間交流・居場所づくり

地域ぐるみで子どもの体験活動等を促進します。また、高齢者等との交流など、多様な交流機会をつくります。

主な施策・事業内容	現状	目標
地域において、子どもの多様な交流事業を推進します。	実施	充実

【地域福祉活動計画】

(1) ボランティア活動の推進

子育て支援を行うボランティア活動の活性化を図ります。

主な施策・事業内容	現状	目標
子育て支援にかかるボランティアを確保し、利用を促進します。	実施	拡充

(2) 地域における世代間交流の推進

地域における高齢者と子育て世代の交流を促進し、お互いに支え合えるように様々な事業を展開します。

主な施策・事業内容	現状	目標
近隣たすけあい活動推進事業やふれあい・いきいきサロン事業などの高齢者対象の事業に、子育て世代の参加を促進します。	実施	拡充

町民の皆さん

- ・地域で子育て家庭の見守りを行いましょう。
- ・地域で子どもが安心して遊べる環境をつくりましょう。

17 福祉のまちづくりの推進

【地域福祉計画】

(1) バリアフリーのまちづくり

すべての町民に利用しやすいバリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、埼玉県福祉のまちづくり条例の適切な運用を促進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
鉄道事業者が実施する小川町駅公衆・旅客トイレのバリアフリーの基準に適合した洋式トイレへの改修工事を支援します。 小川町駅南口駅前広場のバリアフリー化を促進します。	実施	充実
バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの意識啓発	実施	充実

(2) 地域公共交通の充実

小川町地域公共交通計画に基づき、高齢社会における町民の移動手段を確保するため、バス路線の維持・充実を図り、町内の主要拠点間を結ぶ公共的な移動手段確保と、鉄道で結ばれていない近隣市町への公共的な手段を確保します。

主な施策・事業内容	現状	目標
路線バスの維持・充実のため、関係機関への要請・支援をします。	実施	充実

【地域福祉活動計画】

(1) コミュニティカルテによる点検活動の促進

コミュニティカルテにより地域のまちづくり課題も明らかにし、福祉のまちづくりを推進します。このため、コミュニティカルテづくりとその活用を推進します。

主な施策・事業内容	現状	目標
「6地域の福祉力の向上(1)コミュニティカルテの充実、(2)コミュニティカルテの活用支援」により、福祉のまちづくりを推進します。	実施	充実

町民の皆さん

- ・人にやさしいまちづくりに協力しましょう。

第3章 計画の推進方策

1 推進体制の充実

(1) 地域福祉推進委員会・地域福祉活動推進委員会

町民による活動が計画推進の柱となることから、町民参加による計画の推進体制を構築します。

(2) 庁内体制・社会福祉協議会体制

庁内の地域福祉推進の体制、社会福祉協議会の地域福祉活動推進の体制を整備するとともに、一体的な推進のための連携体制を構築します。

2 PDCAサイクルによるマネジメント

(1) 点検・評価

計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて見直しを行うなどしてその推進を図るため、PDCAサイクルによるマネジメントを行います。

要支援者及び支援者の把握、支援体制やボランティア拠点の整備を進め、地域支援サービスの実施を重点テーマとして取り組みます。

主な施策・事業内容	現状	目標
毎年度実施状況を点検・評価し、結果を公表します。	公表	公表

(2) 計画の改定

計画の進捗状況や社会環境の変化などに伴い、必要に応じて計画の改定を行います。

計画の中間年にあたる令和5年度には中間見直しを、終期にあたる令和7年度には計画の見直しを行います。

